

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第13号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のとおり改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事務局の所掌事務）</p> <p>第2条 事務局は、次の事務を処理する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 職員に対する不利益な処分の<u>不服申立て</u>に関する事</p> <p>(13)～(16) 略</p> <p><u>(17)～(23)</u> 略</p> <p><u>(24) 職階制に関する計画の立案及び実施に関する事</u></p> <p><u>(25)</u> 略</p> <p><u>(26) 職員の研修の総合的企画に関する事</u></p> <p><u>(27) 職員の勤務成績の評定制度の総合的企画に関する事</u></p> <p>(28)～(33) 略</p>	<p>（事務局の所掌事務）</p> <p>第2条 事務局は、次の事務を処理する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 職員に対する不利益な処分の<u>審査請求</u>に関する事</p> <p>(13)～(16) 略</p> <p><u>(17) 職員の退職管理に関する事</u></p> <p><u>(18)～(24)</u> 略</p> <p><u>(25) 職員の人事評価制度に関する事</u></p> <p><u>(26)</u> 略</p> <p><u>(27) 職員の研修制度に関する事</u></p> <p>(28)～(33) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。